

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
18	7月1日	7月5日	メール	健康づくり推進課
<p>提案内容</p> <p>●お米券の配布について</p> <p>米の金額がここ半年くらいで急激に値上がりしているので、市民の生活補助としてお米券（米専用商品券）を作って各世帯に配布してほしい。</p> <p>お米は毎日食べるものであり、特に低所得者の方が一番厳しい思いをしている。</p>				
<p>回答内容</p> <p>本市におきましては、昨年度、原材料や商品価格の価格高騰対策として、全市民を対象に市内で買物や食事などに幅広く利用できる「第3弾 地元で買おう！食べよう！さかいみなと応援券」の配布を行ったほか、低所得世帯を対象とした「令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」の支給を行ったところです。</p> <p>なお、同給付金につきましては、本年度におきましても新たに低所得世帯となった世帯に対し、7月19日より支給を開始する予定としております。</p> <p>市では、引き続き、経済動向や国の経済対策などの状況を注視しながら、適切な対応を図り、市民生活を支えてまいりたいと考えております。</p> <p>ご提案いただきましたお米券の配布につきましては、現時点で実施する予定はありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
19	7月5日	—	HP公開	総務課
<p>提案内容</p> <p>●職員採用試験受験資格について</p> <p>職員採用の説明に「日本国籍を有しない方が採用された場合は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に配属されます。」とあるが、権力行使も意思形成もしない仕事があるのか？</p>				
<p>回答内容</p> <p>職員採用試験実施要項に記載の「公権力の行使」に携わる職とは、例えば、生活保護の決定や市税等の賦課・滞納処分など、市民の権利・自由を制限したり、市民に対して義務や負担を一方的に課したり強制力をもって執行する業務に携わる職となります。</p> <p>また、「公の意思形成への参画」に携わる職とは、本市行政における企画、立案、決定等に関与する職のことであり、課長職以上が該当します。</p> <p>日本国籍を持たない方が採用された場合は、上記のような職以外の職に配属されますが、具体的には、課長の指示を受けて行う補佐的・補助的な事務、専門分野における学術的・技術的な事務などにあたることとなります。</p>				

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
20	7月18日	8月2日	メール	長寿社会課
<p>提案内容</p> <p>●孤独死した際の財産等の取り扱いについて</p> <p>身寄りのない市民が病院で病死、自宅で孤独死した場合、市はどうするのか。相続人がいない場合、動産及び不動産の処理をどうするのか。</p>				
<p>回答内容</p> <p>本市が実施した令和6年度高齢者実態調査によりますと、市内で独居の方は約 170 人、そのうち、支援者がいないと回答された方は、約 90 人おられます。</p> <p>身寄りのない方が亡くなられた場合、入院中、施設入所中の方は病院や施設等から市に連絡が入ります。在宅の方は、亡くなられた状況によりますが、例えば、近所の方や配食弁当の業者などから市に通報があり、警察と一緒にご自宅を訪問し発見される場合もあります。</p> <p>葬祭人がいない埋火葬は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に則り、市町村が行います。</p> <p>その方の遺留金品につきましては、まず、市町村で相続人や扶養義務者の有無を調査し、相続人等がおられない場合は、相続財産清算制度や弁済供託制度を利用し、財産を処分することとなります。</p> <p>近年、市内にはございませんが、独居高齢者等を対象に、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービス（身元保証サポート事業）を行う民間等の事業所が全国的に増えつつあります。</p> <p>しかしながら、契約手順が公正になされなかつたり、サービス内容を理解しないまま契約を締結してトラブルになったり、事業体系が複雑で事業の健全性が確保されていないといった事案もあり、安心してサポートが受けられる仕組みづくりと、資力のない高齢者への相談体制の整備がますます重要な課題になってきていると考えております。</p> <p>ご指摘いただいた問題は、まさに喫緊の課題であり、高齢者の方々が住み慣れたこの地で安心して暮らしていただけるよう、課題の解決に向けて尽力してまいります。</p> <p>この問題につきまして、ご相談やご意見等ございましたら、長寿社会課までご連絡ください。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
21	7月19日	7月23日	メール	議会事務局
<p>提案内容</p> <p>●市議会の YouTube 配信について</p> <p>市議会の動画を youtube で見たが、動画のコメントが書けないようになっている。議会を傍聴しても何も言えないのと同じで情報の一方通行になっている。</p>				

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

ある意味、貴重な機会なのでコメントを書けるようにして、市民の自由な意見を表明できるようにしてほしい。

中には、上げ足取り的なものもあるだろうが、そのような人もいると言うことで受け止めてほしい。

### 回答内容

境港市議会の YouTube 動画をご視聴いただき有難うございます。当市議会では、YouTube におけるコメント機能について、下記の内容を含んだコメントが投稿された場合のチェックを、現状の体制では迅速かつ十分に行うことができないため、コメントを投稿することができないように設定しています。

なお、市議会に対するご意見、ご提言等については、市議会事務局において窓口、電話、手紙、メール、ファックスにて受け付けておりますので、大変お手数をおかけしますが、それらの手段でご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・特定の個人、団体、地域等を誹謗中傷する内容を含む場合
- ・他者の人権を侵害するおそれのある内容を含む場合
- ・市議会を含む他者になりすまして投稿が行われる場合
- ・虚偽の内容又は事実と異なる内容を含む場合
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とした内容を含む場合
- ・境港市、利用者又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある内容を含む場合
- ・法令、条例等に違反し、又は違反するおそれのある内容を含む場合
- ・本人の承諾なく個人情報を開示し、又は漏洩する等、個人のプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある内容を含む場合
- ・わいせつな表現その他の公の秩序又は善良の風俗に反する内容を含む場合
- ・有害なプログラムへのリンクを含む場合
- ・YouTube への利用規約に反する内容を含む場合
- ・その他市議会が不適切と判断する内容を含む場合

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
22	7月22日	7月26日	メール	水産商工課
提案内容				
●竹内工業団地の土地利用について				
竹内工業団地の土地利用について、当地は工業地域、工業専用地域のため人が住んでおらず騒音問題が発生しない点、平地で交通アクセスに優れている点から、ミニサーキット（カートコース）を提案する。				

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

### 回答内容

竹内工業団地につきましては、鳥取県企業局が分譲を行っており、残りの分譲区画は2区画3.1haとなっています。このうち、1-1号地2.8haにつきましては、境夢みなとターミナルの後背地であることから、「賑わいづくり」の検討を行うこととされており、商業系の施設（店舗併設の工場を含む）、または商業系以外の事業所等であっても、境港市内または鳥取県内に大きな経済効果及び雇用創出が見込める施設について、優先して分譲を行う旨、本市、鳥取県企業局及び境港商工会議所とともに分譲方針を策定しています。また、当方針では、異臭、騒音等により周辺的环境や景観を著しく損なわないものとする旨も、規定しております。

ご提案いただきましたミニサーキット（カートコース）につきまして、積極的に誘致を行っていく考えは現時点でございませんが、事業者より事業実施のご提案がございましたら、上記分譲方針に照らし、検討を行っていきたいと考えております。

なお、ご提案いただいた内容につきましては、分譲を実施する鳥取県企業局へもお伝えをさせていただきました。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
23	7月22日	7月29日	メール	秘書広報課

### 提案内容

#### ●市民の声提案箱のメールフォームについて

境港市のhpには構造的な欠陥がある事が分かった。

市民の声提案箱に送った文書で回答が返ってきていないものがあったので、担当課へ電話で問い合わせたところ、何故か届いていない事が分かった。

境港市のhpはメールフォームで送信しても、県庁などのそれと違ってメールを受け付けたとの返信メールが来ない。故に、市民の声提案箱に送った文面は控えを残しているのだが、送った中で回答がきていないものを見つけた。

これは、おそらく私だけではないだろう。私に起きたと言うことは、他の誰かにも起きているはずだから。受付確認メールもこない上に無回答なので送った本人も忘れてるか、あるいは、無視された事を嘆いて市政参加を諦めたかもしれない。

いずれにしても対策が必要だが、当面の間は、送った文章を保存して回答が無い場合は問い合わせるように、市民の声提案箱のページに注意書きをしてほしい。

### 回答内容

境港市の「市民の声提案箱」のフォームについてですが、ご指摘のとおりご提案等を送付されても自動で受信した旨を通知する仕様にはなっていませんが、以下のとおり受信したことを画像でお知らせしています。

# 令和6年度 市民の声提案箱 回答

市民の声提案箱メールフォーム【完了】

完了しました。



※印刷※

「市民の声提案箱」にご提案等をされた際は、この表示をご確認いただくようお願いします。

なお、自動通知機能を設定するにはシステム改修が必要となるため、現時点で対応は考えていません。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
24	7月22日	7月29日	郵送	福祉課
提案内容				
●価格高騰支援給付金について 価格高騰給付金については、令和5年度に支給済みであれば対象外というのは、納得がいかない。高齢者、障がい者にも配慮して全世界帯に支給できないか。また、フードバンクはどの状態で受けることができるか。				
回答内容 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給の対応について、お答えいたします。 まず、令和5年度は非課税世帯に対しまして、7月に3万円、令和6年1月に7万円を給付したところであります。 この度の給付金は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、 まず、物価高の影響が深刻な非課税世帯等には5年度中に給付し、令和6年度は、定額減税の実施と併せて、減税しきれない方への調整給付や、新たに住民税非課税等となる世帯への給付を実施するものです。 従いまして、5年度に給付済みの世帯については、令和6年度の給付金は、対象外となることをご理解いただきますようお願いいたします。 また、国において全世界帯に給付金が支給できるような制度ができましたら、本市としてもそれに則り対応したいと考えています。 なお、フードバンク（フードエイド）につきましては、境港市社会福祉協議会の事業です。困窮状況を詳しく聞き取った上で対応されますので、よくご相談くださいますようお願いいたします。また、境港市福祉課におきましても、生活相談を受け付けていますの				

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

で、ご相談ください。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
25	7月24日	7月30日	郵送	市民課

### 提案内容

●市民課前の人口等推移の掲示撤去について

市民課の柱に人口・世帯数・男女別の移住の掲示板が撤去されてますが、なぜですか。

### 回答内容

本市では、来庁された方にとって「迷わない窓口」を実現するため、窓口改革を推進しており、行きたい窓口の場所を、迷わず容易に把握できるよう、窓口には掲示物をなるべく置かないなど、窓口レイアウトをよりシンプルにする方針で作業を進めているところです。

ご質問いただいた「人口等推移の掲示板」につきましては、その作業の一環で、窓口発券機のモニター設置場所の確保として、掲示板を撤去したところです。

市民の方には長年親しまれてきた掲示板ですので、代替場所も検討しましたが、先に述べた理由から、代替場所もなく完全撤去することとしました。近隣他市においても、同様の掲示板は設置していないと伺っています。

なお、市内の人口や世帯数については、市報やホームページに毎月掲載しているところですが、市民課窓口でもご案内できますので、必要の際には、窓口職員にお声がけいただければと思います。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
26	7月26日	8月6日	郵送	観光振興課、管理課

### 提案内容

●水木しげる記念館前庭のトイレの使用について

水木しげる記念館前庭の洋式トイレの便器のフタが開いたままの状態が多い。トイレ使用後は便器を下げるなどの注意書きを設置することはできないか。

●木の枝の道路へのはみ出しや看板などの撤去について

- ①理髪店前の溝の上に散髪屋の表示灯（サインポール）が固定してある
- ②個人宅のバラの木が道路に30～40センチ出ている
- ③ピラカンサ（トゲのある赤い実のつく木）が30センチくらい出ている
- ④個人宅の木が1メートルくらい道路に出ている

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

### ●道路の溝の床板に関して

道路の溝の床板が5センチ程度下がっている。交換はできないか

### 回答内容

#### ○水木しげる記念館前庭のトイレの使用について

水木しげる記念館の前庭トイレの維持、管理につきましては、今年4月より「一般社団法人 水木しげる記念館管理運営共同事業体」に委託しており、早速、お伝えいたしました。

#### ○木の枝の道路へのはみ出しや看板などの撤去について

- ①店舗を訪問し、サインポールの移動をお願いしたところ、近日中に移動するとの回答をいただきました。
- ②～④ 現地確認及び所有者調査を行い、直接訪問または文書発送により、ご提案内容をお伝えするとともに、適正な管理を実施するよう依頼します。

#### ○道路の溝の床板に関して

現地を確認した結果、道路と側溝に段差が生じていたため、今月中に補修工事を行います。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
27	7月29日	8月2日	メール	観光振興課

### 提案内容

#### ●海水プールの設置について

弓ヶ浜の広い部分（マリーナホテル前）の砂浜に穴を掘って簡易のビニルを敷き、海水プールを作ってはどうか。海水はポンプでくみ上げれば給排水でき、フィルターを付けておけばクラゲも除去できるため9月以降も泳げる。監視員もプール部分だけ見ておけばよく、シーズン終了後はビニルを撤去して浜に戻せばよい。

### 回答内容

海水プールにつきまして、ご提案いただいたエリア（マリーナホテル前）は、毎年ビーチバレーコートとして使用されていることから、団体との協議が必要になってまいります。仮に海水プールの設置をマリーナホテルより南側に移した場合でも、ポンプの給排水にかかる電源確保などの初期費用や維持管理費、監視員の人件費などクリアしなければならない問題がたくさんあります。また、海水浴場ではない場所にプールを設置することで、近隣の他の場所での遊泳に繋がる可能性もあり、現時点ではご提案いただいた、海水プールを設置する考えはございません。

海は本市の貴重な観光資源と考えており、頂きましたご意見は、今後の海の利活用の

## 令和6年度 市民の声提案箱 回答

参考にさせていただきます。